

令和 7 年度 固定資産税（償却資産）

申告の手引き

日頃から、本町税務行政につきまして、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地及び家屋のほかに償却資産（事業用資産）につきましても課税の対象となります。

償却資産を所有されている方には、申告制度がとられており、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在に所有している償却資産の状況について、その資産の所在する市町村へ申告書を提出していただく必要があります。

つきましては、この手引きを参照していただき、申告書等を作成のうえ、申告期限までにご提出ください。

また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、償却資産申告書に新たにマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられました。

個人の方は 12 桁の個人番号を、法人にあっては 13 桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載していただきますようお願いいたします。

先端設備等導入計画の認定を受けて取得した新規設備がある場合、申告書備考欄と種類別明細書の摘要欄に“先端設備特例”等の記入をし、関係書類を添付してください。

申告期限 令和 7 年 1 月 31 日（金）



三股町役場 税務財政課 資産税係

目 次

1	償却資産とは	頁
	(1) 償却資産とは	3
	(2) 償却資産の種類と具体例	3
	(3) 家屋と償却資産の区分	4
2	償却資産の申告について	
	(1) 申告していただく方	5
	(2) 申告方法	5
	(3) 申告書等の提出先	5
	(4) 申告書等の提出期限	6
	(5) 申告の対象となる資産	6
	(6) 少額の減価償却資産	6
3	税額等の算出方法について	
	(1) 価格（評価額）の算出方法	7、8
	(2) 税額の算出方法	7、8
	(3) 計算例（概算）	7、8
4	太陽光発電設備について	
	(1) 申告の対象となる要件	9
	(2) 設置者及び発電規模別の申告区分	9
	(3) 発電に係る設備の部分別評価区分	10
5	固定資産税と国税の取扱い比較表	11
6	一般方式による申告書等の記載方法	
	(1) 償却資産申告書の記載方法	12
	(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載方法	13
7	先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例について	14、15
■	償却資産の申告に関する Q&A	16、17

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、特許権、電話加入権及び自動車税並びに軽自動車税の課税客体を除く。）で、その減価償却額又は、減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税法を課されない者が所有するものを含む）をいいます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産
1	構築物	門、塀、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備、構内舗装、その他土地に定着する土木施設又は工作物等
	建物附属設備	建物の所有者以外の者が施工した事業用造作設備及び建物附属設備、製造、加工、修理等の事業の工程上必要な設備、建物から独立した諸施設等 [詳しくは4頁を参考にしてください。]
2	機械及び装置	太陽光発電設備、各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、原動機ポンプ等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両）等
6	工具、器具及び備品	机、椅子、ロッカー、戸棚類、パソコン、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、エアコン、テレビ、金型、応接セット、レジスター、各種自動販売機等

(3) 家屋と償却資産の区分

建築設備については、償却資産に該当するものと家屋に該当するもの（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）とがありますので、下表の「家屋と償却資産の区分表」を参考のうえ、償却資産に該当するものを申告してください。

〈家屋と償却資産の区分表〉

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備区分	償却資産として取り扱うもの	原則として家屋に含めるもの
電力設備	変電設備、予備電源設備、工場用動力配線	屋内配線
照明設備	ネオンサイン、スポットライト、投光機、水銀灯等	固定された一般照明用器具
中央監視制御装置	中央監視制御装置一式（配線を含む）	
電話設備	交換機、電話機、電源、タイムレコーダー	配線、配管
インターホン設備	マイクロホン、拡声器、交換機	電鈴、ブザー、配線
火災報知設備	屋外のもの	屋内のもの
電気時計設備	時計本体、充電器、蓄電池、モーターサイレン	配線
冷暖房設備	エアコン、独立煙突及び煙道	家屋と構造上一体となった空調設備一式
排気設備	扇風機、ウインドクーラー、工業用送風装置	換気扇、ベンチレーター
給排水設備	井戸、独立高架水槽、屋外給排水設備	屋内のもの
給湯設備	給湯器、局所式給湯設備一式	中央式給湯設備のボイラー、貯湯槽
ガス設備	屋外供給本管、メーター、各種ガス器具	屋内配管
消火設備	ホース、ノズル、消火器、屋外の消火栓	屋内にとりつけられた消火栓、スプリンクラー、ドレンチャー
運搬設備	ベルトコンベア、気送管設備の気送子	リフト、エレベーター、エスカレーター、気送管、メールシュート
厨房設備	厨房用各種器具、ユニット式厨房設備	造りつけ調理台、流し台
衛生設備	移動性のユニットバス、屋外に施された浄化槽	浴槽、手洗器、浄化槽（屋内）
劇場用設備	移動性の舞台設備、スクリーン、映写設備	造りつけのもの
銀行等設備	貸金庫設備、移動性の営業台、スクリーン椅子、ガラス仕切	夜間金庫、大型金庫扉、固定された営業台
店舗内装設備	商品小売業等のショーウィンドウ、陳列棚、壁面飾り棚、簡易間仕切り（ボルト締めで床に固定する程度のもの）	家屋と構造上一体性の強いもの
ガソリンスタンドの設備	キャノピ（事務所等から分離独立しているもの）、地下油槽	建物部分と構造上一体となっているもの
屋外駐車場設備	舗装路面、フェンス、雨よけ（周壁がなく独立しているもの）	保安室
その他	看板、広告塔、門、塀、庭園、人工芝、防火壁、日よけ等	避雷設備一式

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和7年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。なお、次の方も申告が必要です。

- ア. 償却資産を他に賃貸している方。
- イ. 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方。
- ウ. 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方。
- エ. 割賦販売は、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方。
- オ. 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方。
- カ. 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方。

(2) 申告方法

① 書類による申告方法

- ア. すでに償却資産を持っていて、過去に申告されている方については、当町より電算処理されました償却資産申告書及び種類別明細書をお送りします。

※新規の方につきましては、令和7年1月1日現在で、所有している全資産について償却資産申告書及び種類別明細書等に記載して申告をしてください。
様式等は、[\[当町ホームページ → ホームページ中段の「行政情報」 → 税金 → 固定資産税 → 償却資産の申告について\]](#) にありますのでダウンロードしてご使用ください。

- イ. 増減資産がある場合につきましては、増加資産は種類別明細書に追記していただき、減少資産は二重線でその資産を削除してください。
また、廃業・移転・合併等で資産が増減した方も、同様の申告をお願いします。

- ウ. 償却資産をお持ちで増減が無い場合は「**増減なし**」として申告をお願いします。

② 電子申告による申告方法

インターネットによる電子申告を利用するにはeLTAX（エルタックス）に対応させるための利用届等の手続きが必要ですので、eLTAXのホームページを参照ください。（<http://www.eltax.jp/>）

(3) 申告書等の提出先

三股町役場 税務財政課 資産税係

〒889-1995 三股町五本松1番地1 TEL 0986-52-9636

(4) 申告書等の提出期限

令和7年1月31日(金)です。

注) 受付開始日は令和7年1月6日(月)になります。

(5) 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

(6) 少額の減価償却資産

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれる「**少額資産**」があります。

少額資産とは次のようなものです。

- ・取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの。
- ・取得価額20万円未満のうち3年間で一括償却したもの。

租税特別措置法の規定による、中小企業特例を適用して損金算入した資産について、固定資産税(償却資産)の申告の対象となります。(次ページ参照。「○」は申告対象。)

償却方法 取得価格	個別減価償却 ※1	中小企業特例 ※2	一時損金算入 ※3	3年一括償却 ※4
10万円未満	○	平成15年4月 から平成18年 3月取得分は申 告対象	一時損金算入 3年一括償却とした場合は 申告対象外	
10万円以上 20万円未満	○	○	10万円以上は 一時損金の対象 外	20万円以上は3年 一括償却の対象外
20万円以上 30万円未満	○	○		
30万円以上	○	30万円以上は中小 企業特例の対象外		

※1 所有している資産を、耐用年数により個々に減価償却しているもの。

※2 租税特別措置法第28条の2及び第67条の5(17年度までは第67条の8)の規定により、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した30万円未満を特例とした資産。平成18年4月1日以降は取得価格10万円以上30万円未満までが中小企業特例とされている。いずれも申告対象となる。

※3 取得価格が10万円未満又は、使用期間が1年未満の資産を1回で損金算入(必要経費)するもの。

※4 取得価格20万円未満の資産を3年で均等償却(必要経費)するもの。

3 税額等の算出方法について

(1) 価格（評価額）の算出方法

各資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していた資産を一品ずつ計算し評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
価格（評価額）＝ 取得価額 × (1 - r / 2) ＝ 取得価額 × A	価格（評価額）＝ 前年度評価額 × (1 - r) ＝ 前年度評価額 × B

r : 耐用年数に応ずる減価率

A : 半年分の減価残存率で次ページ〈減価残存率表（8頁）〉のA欄の率です。

B : 1年分の減価残存率で次ページ〈減価残存率表（8頁）〉のB欄の率です。

評価額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。
また、課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合は課税されません。

(2) 税額の算出方法

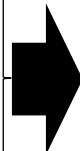
償却資産は、原則として価格（評価額）が課税標準額となりますのでそれに税率（1.4%）を乗じて税額を求めます。

$$\text{課税標準額（価格＝評価額）} \times \text{税率（1.4\%）} = \text{税額}$$

(3) 計算例（概算）

計算例は以下のとおりです。なお、一般方式で申告される場合には、実際の評価計算については、三股町の電算システムで行いますので、算出する必要はありません。

●資産名称等	: 舗装路面（コンクリート敷）
●取得年月	: 令和6年9月（前年中）
●取得価額	: 3,000,000円
●耐用年数	: 15年
●原価率	: 0.142



- ・課税標準額（評価額）
3,000,000円 × 0.929 = 2,787,000円
- ・税額
2,787,000円 × 1.4% ÷ 39,000円

〈減価残存率表〉

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる原価率表」より作成

耐用 年数	耐用年 数に応 ずる減 価率 r	減価残存率		耐用 年数	耐用年 数に応 ずる減 価率 r	減価残存率		耐用 年数	耐用年 数に応 ずる減 価率 r	減価残存率	
		前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

※『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

4 太陽光発電設備について

平成24年7月に再生可能エネルギー固定価格買い取り制度が導入され、一般家庭においても太陽光発電設備が普及・増加してきています。太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。

(1) 申告の対象となる要件

その設備が賦課年度（1月1日）現在において、電力供給を開始していることが要件となっています。

（設置しているだけでは償却資産を取得したとは言えません。事業の用に供することができる状態（電力供給）になってはじめて取得したことになります。）

(2) 設置者及び発電規模別の申告区分

以下の表をご参考にご所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。

設置者	10キロワット以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10キロワット未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人（住宅用）	<u>家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電にかかる設備は課税の対象となります。</u>	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては <u>課税の対象外</u> となります。
個人（事業用）	<u>個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。</u>	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

（３）発電に係る設備の部分別評価区分

以下の表をご参考に所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋		償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

5 固定資産税と国税の取扱い比較表

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項 目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却資産の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日現在）
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制度 （建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法の選択制度 （建物については定額法）	「固定資産評価基準」に定める減価率によります。 （8頁参照）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳の制度	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます。	認められません。
増加償却 （所得税・法人税）	認められます。	認められます。
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例 （租税特別措置法）	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額（1円）まで。	取得価額の100分の5 （5%）

6 一般方式による申告書等の記載方法

(1) 償却資産申告書の記載方法

印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください

※償却資産申告書への押印は不要です。

令和 7 年 1 月 25 日 令和 7 年度 提出用

受付印 記載例 町長 殿

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード 12345678910

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)により通知された番号を右脇で記入してください。

マイナンバーの番号ではありません。

1 住所 〒889-1995 北隼県郡三股町五本松1番地1 (又は納税通知書送達先) (電話 0986-52-1111)

2 氏名 北隼株式会社 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 代表取締役 三股 太郎 (屋号)

3 個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

4 事業種目 (資本金等の額)

5 事業開始年月 S53 年 3 月

6 この申告に必要とする者の氏名及び住所 (電話 〇〇-〇〇〇〇) 税理士 (電話 〇〇-〇〇〇〇)

7 税理士等の氏名 (電話 〇〇-〇〇〇〇)

8 短縮耐用年数

9 加償

10 課税該当資産 有・無

11 税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無

13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法

14 青色申告 有・無

15 市(区)町村内における事務所等資産の所在地 ① 三股町五本松1番地1 ② 三股町内の資産の所在地を記入してください。 ③

16 借用資産 貸主の名称等 「有」の場合は、資産の貸主の名称を記入してください。

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等) 一部増、一部減

資産の種類 前年 前年に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計(イ-(ロ)+(ハ)) (ニ)

1 構築物 8,000,000 3,010,000 6,000,000 1,0990,000

2 機械及び装置 5,000,000 5,000,000

3 船舶 前年度の申告書(ニ)の額を記入してください。新規の方は記入の必要はありません。 種類別明細書(減少資産用)に記入した取得価額を種類別に合計して記入してください。 種類別明細書(増加資産用)に記入した取得価額を種類別に合計して記入してください。

4 航空機

5 車両及び運搬具

6 工具、器具及び備品 3,0560,000 230,000 3,0330,000

7 合計 38,560,000 3,240,000 11,000,000 46,320,000

資産の種類 評価額(中) ※ 決定価格(へ) ※ 課税標準額(ト)

1 構築物

2 機械及び装置

3 船舶

4 航空機

5 車両及び運搬具

6 工具、器具及び備品

7 合計

記入の必要はありません。ただし、ご自身で電算処理により申告を行う場合は記入してください。

資産の異動がない場合は、「増減なし」と記入して提出してください。その他、説明を要する事項があれば記入してください。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載方法

※年号は「令和」に取得したものは「5」、「平成」に取得したものは「4」、「昭和」に取得したものは「3」となります。

○種類別明細書記入例

令和7年度 三股町 種類別明細書

提出用

※一部修正の場合は、2重線で消したのちに書き直してください。

※既に所有していないものは、2重線で消してください。

※必ず名前をご確認ください。

※電算打ち出しの部分に修正・削除を加えた場合は、必ず理由を摘要欄に記入してください。

※無くなったものと新しく取得したものがわかるように表現してください。

※ナンバープレートを取得した結果、償却資産の対象でなくなるものは、ナンバーを記入してください。

※新しく取得したものについては「増加事由」のうち該当する番号を○で囲んでください。

※「増加事由」の説明はこちらをご確認ください。

◆提出用と控え用の2枚がござりますので、控えが必要な方はどちらも作成してください。

1月1日時点での所有分

種類別明細書記載の資産以外で取得されたものを手書きで追加する部分

※取得年月と取得価格に間違いがないか必ず確認してください。
※追加記入されたものについては、**取得年月と取得価格については必ずご記入ください。**

※耐用年数がわかるものについては、できるだけご記入ください。
(機械及び装置の耐用年数は、平成21年度より改正されています。改正後の耐用年数をご記入ください。)

注意：①年号の欄は、3：昭和、4：平成、5：令和
②増加事由の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他のいずれかに○印をつけてください。

行番	資産のコード	資産の名称等	取得年月	取得価格	耐用年数	減価率	取得理由	増加事由	備考
01	00000000	コンピュータ	4 7 7	500000	6			買替	
02	00777777	クーラー	4 10 2	200000	6			1台買替	
03	00555555	サイロ	3 6 11	800000	20			撤去	
04	00333333	畜舎	4 12 11	500000	20				
05	00111111	トラクター	4 12 11	2800000	7				
06		クーラー	4 3 2	100000	6				
07		パソコン	5 6 6	700000	4				

7 先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例について

本町より先端設備等導入計画の認定を受けて取得した新規設備のうち、一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

(1) 特例適用対象者

賦課期日（1月1日）において次に該当する中小企業や個人事業主

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下

※ 大規模法人に発行済株式又は出資総額を一定以上所有されている、いわゆる『みなし大企業』は、たとえ資本金が1億円以下でも対象となりません。

(2) 対象となる設備

- ・投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された①～④の設備であること。
- ・生産、販売活動等に直接使用する設備であること。
- ・中古資産でないこと。

設備の種類	最低取得価格
① 機械・装置	160万円以上
② 測定工具・検査工具	30万円以上
③ 器具・備品	30万円以上
④ 建物附属設備	60万円以上

(3) 特例措置

① 賃上げ表明無しの場合 ➡ **3年間**、課税標準額を **1/2** に軽減

② 賃上げ表明有りで令和6年3月末までに取得した場合

➡ **5年間**、課税標準額を **1/3** に軽減

③ 賃上げ表明有りで令和7年3月末までに取得した場合

➡ **4年間**、課税標準額を **1/3** に軽減

(4) 提出書類

償却資産申告の際に、以下の書類を添付してください。

該当資産を申告する初年度に提出すれば、2年度目以降は添付不要です。

※ 該当年度の申告書備考欄と種類別明細書の摘要欄に、“先端設備特例”等の記入をして申告してください。

- ① 三股町が発行した「先端設備等導入計画に係る認定について」の写し
 - ② 認定を受けた「先端設備等導入計画」の写し
 - ③ 賃上げ有りの場合は、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し
- ※ リース資産でリース会社が届出される場合は、別途リース契約書の写し等が必要です。

■ 償却資産の申告に関する Q&A

Q1. はじめて申告書が送られてきましたが、どうすればよいですか。

A1. 店舗や工場、アパートを新築された方、また、調査により新たに資産を持っていることが判明した方には、申し出がなくても申告書を送付しています。「申告の手引き」をご参照いただき、申告書をご提出してください。なお、該当する資産がない場合も、その旨を記載してご提出ください。

Q2. 資産の内容が昨年と変更がなくても、申告しなければいけませんか。

A2. 地方税法により、償却資産の所有者は、毎年1月31日までに当該資産の所在地の市町村長に申告書を提出していただくことになっています。資産の増減がない場合であっても、必ず提出してください。

Q3. 毎年、税務署に確定申告をしているのに、なぜ償却資産の申告が必要なのですか。

A3. 税務署に提出されている書類は、国税（所得税など）の計算の為のものであり、償却資産の申告は町税である固定資産税の計算に必要なものです。確定申告における減価償却費の内容の一部等が、償却資産として申告に必要となりますので、税務署への提出とは別に申告してください。

Q4. 耐用年数を経過し、減価償却が終わった償却資産も申告が必要ですか。

A4. 減価償却済となった資産でも、取得価格の5%が評価額の最低限度額として残ります。その資産が事業の用に供することができる状態にある限り、償却資産として申告が必要です。

Q5. 現在使っていない機械がありますが、これも申告する必要がありますか。

A5. 事業の用に供することができる資産であるということは、現に事業の用に供している資産が含まれていることはもちろん、現に事業の用に供していないものであっても、将来的に事業の用に供することができる状態の資産は、固定資産税の対象となる償却資産に含まれます。
しかし、従来償却資産として使用されていたものが、機能の劣化、旧式化等により、現実には使用されなくなり、将来においても使用しないことが客観的に明白である場合は、事業の用に供することができる資産に該当しないため、申告の必要はありません。

Q6. 免税点（150万円）未満でも申告しなければなりませんか。

A6. 免税点未満であっても1月1日現在において償却資産を所有している方は申告をしなければなりません。

Q7. 自動車は償却資産に該当しますか。

A7. 大型特殊自動車（0、00～09、000～099 及び 9、90～99、900～999 ナンバー）については償却資産ですが、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である軽自動車等は償却資産に該当しません。

Q8. 会社の決算は3月末ですが、償却資産の申告は必要ですか。

A8. 固定資産税の賦課期日は1月1日となっており、決算期にかかわらず1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告することが義務付けられています。

Q9. 事業を廃業した場合や年の途中で閉店した場合、償却資産の申告はどうなりますか。

A9. 申告年度の1月1日以前に、廃業もしくは譲渡等により所有する資産が無くなった方は、その旨を記載して申告書をご提出してください。
また、年の途中で閉店した方は翌年の申告書にその旨を記載して申告書を提出してください。なお、年の途中で閉店した場合でも、その年の固定資産税は納付をお願いします。

Q10. 機械をリースにより導入しました。この場合、償却資産の申告・納税は、リース期間中は当社とリース会社のどちらになるのでしょうか。

A10. 償却資産の納税義務者（申告者）は、1月1日現在において、償却資産を所有している方となりますので償却資産のリースを受けている場合は、リース会社が申告しなければなりません。
なお、リース期間終了後に無償で譲渡されることを条件にリースしている場合や所有権留保付割賦販売の場合は、貴社が申告・納税をしてください。